

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、金属の熱処理加工等の業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、C病院に受診し「不眠症、胃炎」と診断され、同年○月○日、Dクリニックを受診した。請求人によると、平成○年○月頃から、上司の暴言や叱責を受け続けたため、心身の状態が悪くなったという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものとして療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の精神障害発病の有無及び発病時期について、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、平成○年に抑うつ状態と上司への恐怖感が始まったと予想されることを根拠に、請求人は平成○年に入った頃にICD-10診断ガイドラインの「F51.0 不眠症（非器質性）」を発病したと述べている。一方、F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、請求人の受診歴及び症状の経過等を根拠として、平成○年○月○日に、同ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したと述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過やE医師が平成○年○月○日付け診療録に「神経症」と記載していることなどを踏まえ、F医師の意見は妥当であると思料し、請求人は、平成○年○月○日に本件疾病を発病したものと判断する。

- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は、一件記録を精査するも、決定書理由に説示するとおり、見いだすことはできない。

なお、請求人は、治療の過程でPTSDの診断が加わり、夢にG課長が出てきて殺されると思い妻を殴ろうとしたことをもって、「特別な出来事」の「生死にかかわる業務上の病気になった」に該当すると主張するが、発病後の出来事であることから、請求人の主張は採用することができない。

- (4) 次に、評価期間における「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、上司のG課長から毎日のように暴言、叱責、人格を否定する発言等により、嫌がらせ、いじめを受けたことを主張していることから、以下、検討す

る。

請求人は、G課長から、要旨、「馬鹿、あほ、頭悪いな、無い頭使え、この仕事に向いていない、ほかの仕事探せ。」等と毎日言われ続け、叱責されたと述べている。

この点、G課長は、要旨、部下に対し、管理者として必要な範囲で注意や助言を行っており、人によって態度を変えた認識はなく、言葉には注意はしているものの、「ばか」とか「頭使え」、「頭悪いな」はよく言ってしまうが、本心から相手をばかとか頭悪いと思って使っているわけではないと述べている。

会社関係者は、G課長は早口で口調が強く、「ばか」「頭悪いな」等の言葉を使う上に激高しやすいタイプであるため、日常会話であっても叱責されているように感じる場面はあるが、内容は仕事に関する注意や指導であるとの意見ではおおむね一致しており、H、I及びJらは、何もなくて注意されることはなく、言われるには何らかの理由があった旨述べている。

そうすると、G課長が請求人に対し、「ばか、頭悪いな」等の発言を行ったことは事実であると認められ、また、同発言は不適切なものではあるが、一件記録を精査しても、G課長が請求人をおとしめるないし侮辱する意図を持っていたとの事情はうかがえず、業務指導の範囲を逸脱したとは認められないことから、同出来事は、認定基準別表1の「(ひどい)嫌がらせ・いじめを受けた」には該当せず、同別表1の「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に該当するとみて検討することが相当である。Kは、請求人が休業する2、3か月前から、請求人がG課長から激高した状態で注意を受けている姿をよく見かけた等と述べており、当審査会としても、決定書理由で説示するとおり、請求人はG課長から業務指導の範囲内で強い指導・叱責を受けていたとは認めるものの、一件記録を精査してもG課長と請求人との間に大きな対立が生じ、その後の業務に大きな支障を来したといった事実は認められず、その心理的負荷の総合評価は「中」とであると判断する。

なお、請求人は、請求人自身が精神障害を発病し、業務を遂行することが不可能になったことをもって、「その後の業務に大きな支障を来した」と主張するが、そもそも同主張は、本件疾病により業務に支障が生じたことをもって発病の原因として評価するよう求めるものにほかならず、同主張は失当である。

(5) 以上からすると、請求人には業務による心理的負荷の総合評価が「中」にな

る出来事が1つ認められるが、恒常的時間外労働は認められないことから、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。